

氏 名	佐々木 拓
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 415 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	文 学 研 究 科 思 想 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	ジョン・ロック道德哲学の射程

論文調査委員 (主査) 教授 水谷雅彦 教授 小林道夫 准教授 福谷 茂

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、英国の哲学者ジョン・ロック（1632－1704）の主著『人間知性論』（以下EHU）を道德論の書として読み解くことにある。道德というトピックは、同時代人のティレルが証言するように、ロックがEHUを執筆した大きな動機のひとつと考えられてきた。しかし、EHUにおいて道德が主題的に論じられているのは、第1巻第3章の実践的生得原理批判および第2巻第28章の第4節から第17節にかけて論じられる道德的関係の議論だけであり、後は「道德は論証可能である」というテーゼが散見されるのみである。この扱いの分量の少なさがEHUの主題を道德に据える際の第一の問題となっている。続いて第二の問題点としては、道德論の自然法論への回収という点があげられる。ロックは道德的規則のなかでも宗教的規則を最重要視し、さらにその規則は理性によって知られる自然法だと述べている。この点から、道德の問題はまさに自然法論であるという考えが生じるのは決して不自然ではないだろう。

しかし、本論ではこのような見方に対して、EHU内における道德の領域の拡大を提案する。その中で、もっとも大きな版図となるのは自由論と人格同一性論である。ロックは「道德的関係とは規則と人間の有意行動の合致・不一致」であると述べているが、この道德的関係と自由および人格同一性がどのように関わるかはわずかに示唆されるのみである。また、その示唆の内容は、神によって人間に設定されたサンクション帰属の前提条件と従来は考えられて来た。しかし、本論では宗教的サンクションではなく、世俗におけるサンクションに注目することによって、自由や人格同一性をわれわれの道德的実践の中で規範性を持って機能するものとして再解釈する。このことにより、自由と人格同一性の新たな概念的役割が提示されるとともに、宗教色の薄い現代の道德的実践においてもロックの議論が意義深いものであることが示される。また、以上のことが達成されれば、EHUにおける道德の重要性は十分に示されたことになるだろう。以下、本論各章の内容を概説する。

第一章のテーマは道德の論証可能性テーゼの内実の確認である。従来の解釈では、このテーゼは何らかの具体的な道德的規則が理性のみによって導出されるという主張とみなされていた。しかし、本論では、道德の論証可能性とは、道德の領域を構成する様態および関係の観念がもつ本性に由来する「整合的体系の構築可能性」と解釈する。道德の領域を構成する観念は、範型を實在に求めないという本性を持ち、それゆえに、われわれは整合性のみ注意到して、自由に観念を構成し、道德の規則の体系を構築できる。このような再解釈によってロックの主張の整合性を示すことが第一章の目的である。

第一章は上の目的と同時に、今後の議論に必要な道具立てを提示するという役所を担っている。もっとも基本的なのは、ロックによる観念の区分と説明であるが、もっとも重要なのはサンクション論である。ロックは道德的関係を規則と行為の一致・不一致と規定したが、この道德的規則としての「法」を三つの領域に区分した。そのうちの第一のものは神の法であり、第二のものは国家の法であり、第三のものは意見と世評の法である。この三つの領域にはそれぞれ独自の立法者とサンクションが存在する。すなわち、神が与える永遠の幸福と不幸、国家が与えるプロパティの保持と刑罰、身の回りの人々による賞賛と非難である。3種の法はサンクションを通じて、行為者に快・苦を与えることによって、行為者の行動を左右す

るものとして存在する。道具立てのうち次いで重要なものは実体の不可知性である。ロックは実体の本質を、「単純観念の集合がそれに基づいて共在し、依拠しているに違いない実在の構造」である実在的本質と、われわれに知覚される性質としての唯名的本質に区分した上で、われわれは実体の実在的本質を知ることができない、と論じる。それゆえ、われわれは本質的に蓋然的な唯名的本質によって実体を定義するしかない。唯名的本質のほとんどは力能と呼ばれるが、どの力能によって事物を定義するのがふさわしいかは、人々の間での言葉の使用の擦り合わせによってなされる。この力能による定義がもつ蓋然性が自由や人格同一性の振る舞いを決定することは、後の章で示される。以上が第一章で紹介される議論の道具立てである。

第二章の目的は、ロックの自由意志論の理論的整合性の提示である。ロックは「欲求による意志の因果的決定」を主張し、当時のデカルト派の無差別の自由意志を否定したところから、(自由と普遍的因果的決定論との)両立論者とみなされる一方で、意志を決定するはずの欲求を保留できるという自由意志論的な主張も行っている。この対立的な主張の整合性を探求するために、本論では、ロックを両立論者と解釈するV・チャペルと、自由意志論者として解釈するG・ヤッフエの議論を検討する。両者に共通した見解としては、ロックは最終的には「意志する自由」としての自由意志の存在を認めた、というものである。ここで、もしロックを両立論者として解釈するならば、ロックが行った自由意志論駁の議論が不整合をきたすことになり、また自由意志論者として解釈するならば、あらゆる欲求から因果的効力を奪うというラディカルな解釈を採用することとなる。本論では、チャペルとヤッフエの主張を折衷させることでこれらの困難の回避が目指される。

第三章の目的は、ロックの自由の概念は現実に存在しない、というロック批判への反論である。これはロックが示した有名な「閉じ込められた男」の例の検証を通じてなされる。ロックは自由の条件として、「行為が有意によって引き起こされること」という有意性条件と「行為が実際に実現されないことも可能であること」という選択性条件を挙げている。この二条件があるために、「有意的ではあるが自由ではない行為」(有意性条件は満たされるが選択性条件が満たされない行為)というカテゴリーが存在することになる。ロックをホッブズ的な両立論者と解釈するE・J・ロウはこのカテゴリーが実際には存在しないと論じ、ロックのあげた自由の選択性条件の有効性を否定する。これに対して、本論では、ロウによる分析の欠点を指摘することで、ロックの自由概念が現実的に有効であることを示す。また、「閉じ込められた男」の例の現代的応用とも言えるH・フランクファートが考案した「フランクファート型事例」とD・デネットの提案する「局所的宿命」の概念を検討することによって、自由における選択性条件の道徳的重要性を論じる。

第四章では人格同一性論が扱われる。ロックは、過去の個別的行為に対してもつ断片的な記憶をもって人格同一性の基準とした。しばしば「記憶説」と呼ばれるロックの人格同一性論には、伝統的に、健忘の問題、記憶錯誤の問題、勇敢な将校のパラドクス、循環の批判、分裂と融合のパズルケース、一人称基準と三人称基準との衝突といった困難が提出されてきた。本論では、サンクション帰属という目的に相対的な人格同一性という観点から、なぜロックが記憶説を採用したかを説明することでこれらの批判に反論がなされる。また、その反論を通じて、ロックの記憶説が力能論を基礎としており、力能のもつ蓋然性が人格同一性の内実を大きく規定していることが示される。

通常、人格同一性は行為主体に時間的連続性をもって成立すると考えられる。この直観は、一見、ロックの唱えた記憶説とは矛盾するよう見えるが、そうではない。神の法によるサンクションを想定した場合、神の全能性によってわれわれの記憶は途切れのないものとして再生されるからである。したがって、記憶説によって人格同一性が断片化されるのは、サンクションの与え手が実体としての人格について不完全な知識しか持ち得ない世俗のサンクションの場合のみである。本論では、これまで無視されてきた世俗のサンクションに焦点を当てることで、人格同一性に新たな特性を見出す。それは、人格同一性の機能の反転である。実体の不可知性と力能としての人格同一性を前提する場合、サンクション帰属は事実としての人格同一性ではなく、同じ人格という「想定」に基づいて行われる。そこでは、事実としての人格同一性には通常期待されるようなはたらき、すなわち帰属される主体に常に備わり帰属を成立させる前提となる、といったはたらきは見られない。「事実としての」人格同一性が果たす実際の役割は、人格同一性が成立していなかったと判明した際にはサンクション帰属を撤回させる、というものに見直される必要がある。

第五章では、これまでの議論を受けて、ロックの自由論を道徳の領域の中で積極的に位置づける理由が示される。すなわち、ロックにとっての自由とは、単にサンクションを帰属させるために神が与えた能力ではなく、世俗におけるサンクシ

ン帰属の実践の中で、帰属の基準となりうるような規範的なものである、ということが示される。これは、自由がサンクションの帰属条件と考えられているというテキスト上の根拠を提示することと、自由がそのような条件として捉えられたときに、有意性条件と選択性条件とがどのように機能するかを示すことである。これらのうちの後者の議論は、次のような道徳の実践の説明を通じて展開される。すなわち、ロックの快・苦に基づくサンクション論、とりわけ意見と世評の法を考えた場合、われわれは行為者に自由の二条件が成立していない時にも、その人を賞賛・非難することで、快・苦を与えることがある。通常、このような事例は不合理だとされるだろう。しかし、力能としての自由論はこの事態を上手く説明する。すなわち、第四章で扱った人格同一性と同様の振る舞いを、有意性条件と選択性条件がなすということである。これらの条件は、通常すべての人がもつと「想定」されることによってさしあたりのサンクション帰属を可能にする一方で、実際には成立していなかったことが示されればサンクションの撤回をわれわれに促すものとして機能する。このように、「想定」による帰属と「不成立」による帰属の撤回を自由の役割として定めることによって、両立論的な見地から否定されがちな選択性条件についても、その実践上意味が確保される。以上のように、ロックの自由の二条件の道徳的实践における機能を示すことで、ロックの自由論は道徳論の中に確固たる地位を確保したと言えるだろう。これは単にEHUの中で道徳というテーマの重要性を強調するだけでなく、ロックの議論の現代的意義をも提示するものでもある。

論文審査の結果の要旨

本論は、17世紀イギリス経験論を代表するジョン・ロックの『人間知性論』を道徳哲学という観点から読解しようとする論文である。『人間知性論』はロックの名著であるが、これまで主として認識論的関心から研究されてきており、どちらかといえばその道徳哲学的側面は、あまり重要視されてこなかった。これには、『人間知性論』における道徳への直接的な言及が少なく、かつ断片的なものであること、さらには、道徳の問題が、「神の法」としての自然法の存在の主張に還元されてしまうというロック解釈がこれまで主流であったために、その現代的な意義があまり認められてこなかったという事情がある。

しかし論者は、こうした傾向に反し、『人間知性論』における道徳哲学的要素を、より広い範囲において認め、そのことをもってロック倫理学の現代的意義を再評価しようとする。論者が取り上げるのは、主として自由論と人格同一性論である。これらは現代哲学においても盛んに議論されている主題であるが、論者はこれらを帰責（あるいはサンクション）の問題、とりわけ世俗的なそれと結びつけることによって、ロック倫理学に新たな光をあてようと試みている。

まず、『人間知性論』の精読に基づいて、ロックが道徳を論証可能なものとしていることの意味が考察される。この論証可能性問題は、従来は「神の法」としての自然法との関係で簡単に論じられることが多かったが、世俗的なサンクションの存在を重視する論者は、経験論者であるロックにとっては、蓋然的な知識の対象でしかない力能（power）としての自由と人格同一性が帰責可能性の条件であることに注目し、そこから、これらの観念に基づく道徳の整合的な体系構築可能性をもって道徳の論証可能性とするという独自の解釈を提出する。

ついで、従来ロックの自由論に内在するとされてきた矛盾、不整合に関して、『人間知性論』の各版の異同に十分注意を払った上で、現代のロック解釈上の論争を縦横に検討するという作業が行われる。これは、ロックが、欲求による意志の決定という考えを保持することによって自由意志という観念を否定している一方で、熟慮による欲求の保留ということ認めているという点に起因する論争であるが、論者はこれを、単なる理論上の問題としてだけではなく、自由が力能であるという点に着目した上で、現世における道徳の体系の実装可能性、すなわち世俗的サンクションの基準と根拠をめぐる議論と結びつけることを目的として考察しようとしており、この点に本論の大きな存在意義がある。また、ロックが自由の条件とした「有意的に行為が引き起こされること」という有意性条件と「行為が実行されないことも可能であること（別行為選択可能性）」という選択性条件の二つからは、ホブズ以来の自由論では認められなかった「有意的であるが自由ではない」行為というものの可能性が生じるが、論者はこの可能性を、D・デネットの「局所的宿命」の考えを援用しつつ、責任の帰属に加えて責任の減免という文脈から論じており、哲学的自由論に新たな実践的意義を与えている。

人格同一性に関しては、「記憶説」と呼ばれるロックの理論に対するこれまでの批判を網羅的に検討することを通じて、最終的には「記憶説」が擁護されるが、これもまた、責任、あるいはサンクションという文脈と接続されることにより、実

践哲学的な解決が提示される。つまり、人格同一性の根底にある自己意識が蓋然的な知識の対象でしかない力能であるという点に着目した上で、人格同一性の基準を形而上学的な文脈での存在についての絶対的な真理を求めるのではなく、責任の帰属、さらにはその減免の基準として、道徳哲学的に考えるというのが論者の立場である。このことは、自由と人格同一性は、ともに力能という観点からみたときに、それが責任やサンクションの帰属という文脈に接続させられるときにのみ重要性をもつという点で、同じ構造のなかで考えられるという洞察へとつながることになるが、これはロック解釈としては画期的なものであるといえよう。

これに加えて、以上の考察に基づくロック自由論の新解釈が、具体的な道徳的实践の場面とどのように結びつくのかということが検討されたうえで、ロック道徳哲学の現代的意義が再確認される。通常は「自由や人格同一性が責任の成立の根拠になる」と単純に考えられているが、とりわけロックの言う「意見や世評の法」が扱う日常的な道徳的实践においては、まず自由であるということが確実であることが確認された後に非難や賞賛がなされるとは限らない。それらは、さしあたっては「想定」されているにすぎない。むしろ、いったん非難や賞賛がなされた後に、たとえばそれに対する「言い訳」のようなものを機会として、それを再確認したり撤回したりする文脈において自由や人格同一性が「問題」として浮上してくるのである。これは、ロックが力能としてみられた自由や人格同一性に関する実体的で必然的な知識を否定し、蓋然的な知識のみを認めているということと深く関わっており、このことの発見は論者の大きな功績である。自由や人格同一性を実体的に考え、それらの属性の確定にこだわる多くの現代的理論は、逆に自由や人格的同一性の概念をハードルの高いものにしてしまい、コミュニケーションというプロセスを経るわれわれの日常的な道徳実践にとって役に立たないものにしてしまっている可能性すらあるのである。

このように本論文は、ロック『人間知性論』の綿密な読解と、豊富な二次文献の参照を通じて『人間知性論』を道徳哲学の書として読むという当初の課題に成功しており、かつロック倫理学を独自の視点から再構成したという点において画期的な意義をもつものとして高く評価しうる。しかしその一方で、現代の最先端の議論に集中するあまり、ロックの同時代の哲学者との比較や、それら（例えばライブニッツ）による批判に関する検討がやや手薄であるという難点もある。ただこれは、論者の今後のさらなる精進によって補われるべきものであっても、本論そのものの意義を減じるものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2007年12月19日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。